

ふるどの児童クラブ利用について

1. 対象者

小学校1年生から6年生で、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

※保護者の勤務終了時刻が午後3時以降であること

2. 児童クラブ活動場所

施設名 古殿町女性若者等活動促進施設

住 所 古殿町大字田口字寺前208番地1

3. 利用方法等

《学校開校日(月曜日～金曜日)》

開所時間	授業終了時間から午後6時15分まで
閉所日	学校開校日以外（振替休校日は実施）
弁 当	授業が午前で終わる日は弁当持参
送 迎	保護者による迎え ※ 児童クラブの利用者は、帰りのスクールバスは利用できません

《長期休業日(春休み・夏休み・冬休み)》

開所時間	午前7時15分から午後6時15分まで
閉所日	土・日、祝日 お盆休み(8月13日から16日まで) 年末年始(12月29日から1月4日まで)
弁 当	毎日弁当持参
送 迎	保護者による迎え

※長期休業期間のみの利用も可能ですが、料金の日割り計算はできません。

4. 活動日の過ごし方

・学校開校日

13:30	14:00～ 14:45	14:45～ 15:30	15:30～ 16:00	16:00～ 17:00	18:00～	18:15	
ク ラ ブ 登 会	荷 物 整 理 等	等 (学 宿 習 題)	活 自 動 由	片 付 け	お や つ	自 由 活 動	帰 片 宅 付 準 け 備 ・ 帰 宅
		(学年ごとに時間が異なる場合は登会した順に活動をする)					

・長期休業日

7:15～ 10:00	10:00～ 12:00	12:00～ 13:30	13:30～ 15:00	15:00～ 15:30	15:30～ 18:00	18:00～	18:15
学 習 等 (宿 題)	自 由 活 動	昼 食	自 由 活 動	お や つ	自 由 活 動	帰 片 宅 付 準 け 備 ・	帰 宅

5. 負担金(1人)

◎ 8月・3月以外の10ヶ月 月額 3,000 円

(裏面に続く)

◎ 8月・3月の2ヶ月 月額 5,000 円

(内 訳) おやつは、1日110円～130円程度 ・ 教材費等

年間保険料 1,820円を含む

※利用回数よっての料金返還は原則としてしません。

※クラブからの下校は迎えが原則です。徒歩で帰宅する場合は事前にクラブに連絡をしてください。

※クラブを欠席する際、親と共にクラブにおやつを取りに来たときには渡します。

※子どもたちだけの帰宅、徒歩での帰宅の際には、クラブ欠席でもおやつは渡していません。

6. 持ち物について

- ・ 上履き、水筒、筆記用具、宿題等
- ・ お弁当(夏休み・冬休み・春休み及び午前授業の時のみ。できる限り手作りのものをお願いします。)
- ・ 昼食については、お弁当を包む布があると便利です。

※高価な物(ゲーム等)、危険な物、無くなって困る物は持ってこないこと。

※ゲームソフトの貸し借りやシール・カードの交換等は、トラブルのもとになります。

7. 習い事について

習い事に行く場合は帰宅とみなしますので、習い事終了後の利用はできません。

また、習い事に行く際にランドセル等の荷物を置いたまま行くことは認めないこととします。

8. 障害児受入れについて

支援員の補助が必要であっても、自分の事は自分でできる場合、受け入れできます。

9. 病気などの対応について

緊急連絡先に連絡し、保護者に迎えをお願いします。

(支援員が病院へ連れていくことはしません。)

伝染性の病気(はしか・おたふくかぜ・水ぼうそう・胃腸炎・溶れん菌感染症等)については、完全に治ってから来ていただきます。

10. インフルエンザ等により小学校が早く終了した場合について

保護者が迎えに来るまでは児童クラブで預かります。

発熱、体調不良の場合は保護者へ連絡しますので速やかに迎えをお願いします。

11. 傷害保険について

児童クラブ共済制度に加入

掛金1名あたり1,820円

内訳:傷害の保障 1,620円 (通院給付日額2,000円、入院給付日額5,000円)

賠償責任の保障 200円

12. 退会について

児童の保護者は、その旨を児童クラブ退会届により退会する日の3日前までに提出してください。

連絡先

古殿町役場 健康福祉課 TEL 53-4616

ふるどの児童クラブ TEL 53-2789